

中之条町告示第 89 号

町有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 1 日

中之条町長 外丸 茂樹

1 一般競争入札に付する売却物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う物件であり、入札に関する手続きについては、中之条町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）に従うものとする。

物件番号	物件名称	規格等	数量	予定価格	入札保証金
R8-1-1	トヨタ ハイエース 平成 14 年式	型式 KZH116-1002844 総排気量 2.98L 走行距離 103,067km 年式 平成 14 年	1	330,000 円	33,000 円
R8-1-2	三菱 マイクロバス 平成 8 年式	型式 MJ629F24234 総排気量 8.20L 走行距離 390,264km 年式 平成 8 年	1	300,000 円	30,000 円

※予定価格とは、あらかじめ中之条町が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

以下のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当する者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号、第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当する者若しくは関わりのある者。法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 前 2 号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 町ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (7) 18 歳未満の者
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者
- (9) 公有財産売却について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者
- (10) 当該公有財産売却に関する事務に従事する中之条町の職員

3 一般競争入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みの手続きを行ったうえで、中之条町に必要書

類を提出しなければならない。

(1) 参加仮申込期間

令和8年7月17日(金)13時から令和8年8月4日(火)14時まで

(2) 参加仮申込み方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システムによる申込み

(3) 参加本申込期間

令和8年7月17日(金)13時から令和8年8月4日(火)17時まで(郵送の場合は簡易書留し、令和8年8月4日【申込締切日】までの消印があるものを有効とする。)

(4) 本申込提出書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 誓約書

ウ 住民票の写し(発行日が3か月以内のもの。参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本)、若しくは公的機関発行の証(運転免許証両面、健康保険証両面、パスポートなど)の写し

エ 印鑑登録証明書(発行日が3か月以内のもの。)

オ 役員等一覧(法人の場合のみ提出)

カ 委任状(代理人により一般競争入札に参加する場合のみ提出)

(5) 提出先

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

中之条町役場総務課庶務係

(6) その他

ア 参加仮申込み及び本申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

イ 一旦受領した書類は返却しない。

4 入札に必要な書類等を示す場所及び期間

(1) 場所

中之条町公式ホームページ及び紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上

(2) 期間

令和8年7月17日(金)13時から令和8年8月25日(火)まで

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、中之条町が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。銀行振込などによる納付はできない。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間後に返還する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

6 売却物件の現地説明

(1) 日程調整のうえ適時対応するので、希望者は電話にて申し込むこと。

(2) 物件確認をしない場合でも入札に参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承したものとする。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間

令和8年8月18日(火)13時から令和8年8月25日(火)13時まで

8 入札の方法

(1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定

(1) 日時

令和8年8月25日(火)13時

(2) 場所

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 中之条町役場総務課庶務係

(3) 落札者の決定方法

入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格(最低売払価格)以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

11 開札結果の公表

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、公有財産売却システムに一定期間公開するものとする。

12 契約の締結及び売払代金の納付

(1) 落札後、中之条町が落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、必要な書類を送付する。

(2) 落札者は、中之条町が指定する日までに契約を締結しなければならない。

(3) 落札者は、町が定めた契約保証金を納付しなければならない。

(4) 契約保証金の額は、納付済の入札保証金の額と同額とする。

(5) 契約保証金は、本人の申出により売払代金に充当することができる。

(6) 契約保証金には、利息を付さない。

(7) 落札者は、中之条町が指定する日までに売払代金を納付しなければならない。

(8) 契約不履行を理由に中之条町が契約を解除した場合は、契約保証金は中之条町に帰属する。

(9) 契約及び売払代金の納付に要する費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転及び引き渡し

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金を納付し、中之条町が納付の確認をした時点で移転するものとする。

(2) 引き渡しは、中之条町が指定する日までに、中之条町が指定する場所で現状のまま引き渡すものとする。

(3) 引き渡しに要する費用は落札者の負担とする。

14 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、中之条町財務規則、町ガイドラインに定めるところによる。

15 本公告に関する問い合わせ先

中之条町役場総務課庶務係

電話番号 0279-75-8845(直通)

メールアドレス kanzai@town.nakanajo.gunma.jp